

広域と基礎の事務分担について

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

- 広域自治体(大阪府)と基礎自治体(特別区)の事務分担については、第4回以降の協議会において、協議が進められているところ
- 本資料は、現時点の協議の到達点を示すものであり、今回(第8回)も、前回までの協議で「引き続き協議が必要」となっていた事務の取扱いについて、協議いただきたいと考えている

<資料構成>

1 基本的な考え方

- 1-1 広域自治体、基礎自治体として担うべき事務の考え方
- 1-2 広域自治体、基礎自治体の事務分担の基本的な考え方

2 事務分担案

- 2-1 事務分担の仕分け結果
- 2-2 事務分担案

1 基本的な考え方

1-1 広域自治体、基礎自治体として担うべき事務の考え方(第4回協議会資料から抜粋)

現 状

大阪府の事務

- 都道府県権限の事務
- 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

大阪市の事務

- 都道府県・政令指定都市・中核市・一般市権限の事務
- 住民に身近な事務に加え、都市の成長・発展、安全・安心に関わる事務

事務を再編

副首都・大阪を担う自治体として

◆ 成長をけん引する事務を大阪府に一元化

広域自治体(大阪府)

大阪府は、副首都として「**経済成長**」と「**首都機能代替**」の機能を果たす

このために必要となる広域事務を大阪府に一元化

◆ 住民に身近な特別区が住民サービスを着実に実施

基礎自治体(特別区)

特別区は、**地域の実情に応じた住民に身近なサービス**に専念

特別区に再編して充実した住民サービスを実施

1-2 広域自治体、基礎自治体の事務分担の基本的な考え方 (1/2)

副首都をめざすにあたり、国内で唯一、制度として広域行政が一元化されている東京都における事務分担をベースとする。そのうえで、事務の分野により、以下の考え方を基本に事務を配分する

副首都機能関連

副首都として「経済成長」と「首都機能代替」の機能を果たすために必要な事務は、広域自治体(大阪府)に一元化

まちづくり・都市基盤整備

産 業

都市魅力

消防・防災

環 境



- ① 東京都のみが担う事務は広域自治体(大阪府)、23区のみが担う事務は基礎自治体(特別区)に配分する
- ② 東京都と23区の両方が担う事務は、広域自治体(大阪府)に配分する
- ③ ①②に基づき配分したうえで、個別の調整が必要な事務については配分を見直す

住民サービス関連

生活に身近な住民サービスは、現在の高度な水準を着実に維持しつつ、地域の実情にきめ細かに対応

こども・福祉

保健・医療

教 育

住民サービス



- ① 東京都のみが担う事務は広域自治体(大阪府)、23区のみが担う事務は基礎自治体(特別区)に配分する
- ② 東京都と23区の両方が担う事務は、基礎自治体(特別区)に配分する
- ③ ①②に基づき配分したうえで、個別の調整が必要な事務については配分を見直す

1-2 広域自治体、基礎自治体の事務分担の基本的な考え方（2/2）

【事務配分のイメージ】 事務は例示

広域

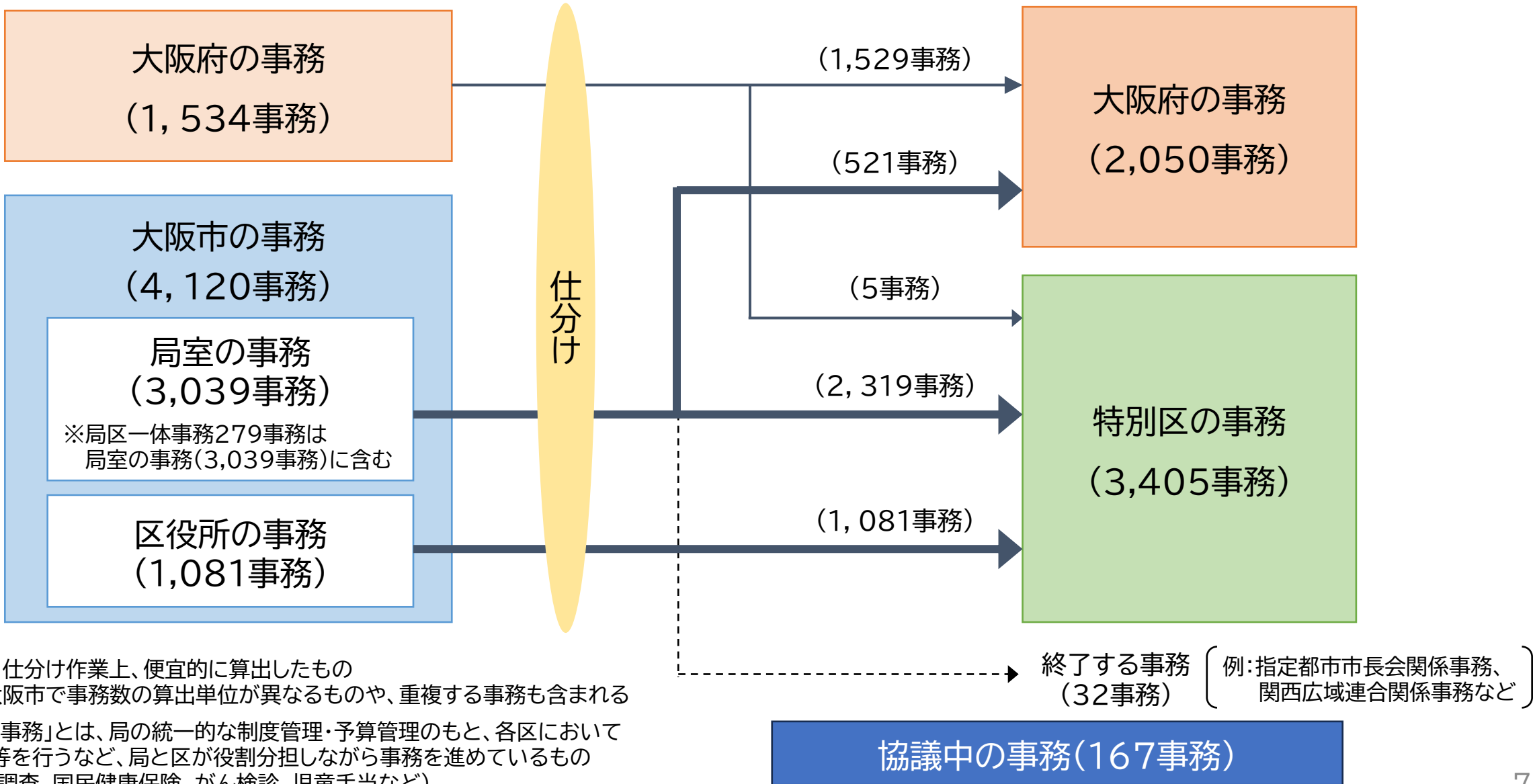
基礎

	副首都機能関連	住民サービス関連
東京都のみが担う事務	◇ 成長戦略 ◇ 観光に係る施策の総合的企画 ◇ 港湾事業 ◇ 上下水道の管理 ◇ 消防	◇ 難病等医療費助成(指定難病) ◇ 私立幼稚園の設置認可
東京都・23区の両方が担う事務	◇ 総合交通施策 ◇ エネルギー政策	◇ 児童相談所・一時保護所の設置 ◇ 民間の児童養護施設等の設置認可等 ◇ 図書館の運営
特別区のみが担う事務	◇ 市町村道の管理 ◇ 商店街の魅力向上 ◇ 地域の文化、観光振興	◇ 介護保険 ◇ 保健所の設置 ◇ 保健センターの設置 ◇ 小中学校の設置 ◇ 幼稚園の設置

2 事務分担案

2-1 事務分担の仕分け結果

◆ 大阪府・大阪市が実施している事務(事務事業現況調査(令和8年5月)時点)の仕分け結果は、以下のとおり



※事務数は、仕分け作業上、便宜的に算出したもの
大阪府、大阪府で事務数の算出単位が異なるものや、重複する事務も含まれる

※「局区一体事務」とは、局の統一的な制度管理・予算管理のもと、各区において窓口業務等を行うなど、局と区が役割分担しながら事務を進めているもの
(例:統計調査、国民健康保険、がん検診、児童手当など)

2-2 事務分担案：まちづくり・都市基盤整備(1/2)

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
港湾事業	広域	広域	広域	・大阪の経済成長、国際競争力の強化を支えるインフラとして大阪府が所管
道路(広域交通網)	広域	広域	広域	・以下の基準に適合する道路は大阪府が所管し、大阪の経済成長を支え、防災上必要なネットワークを形成 【基準】4車線以上かつ①～⑥のいずれかを満たす路線 ①大阪府域内の地域間の連絡 ②都心(都市核)、地域核間の移動 ③広域交流拠点、国土軸との連絡 ④隣接府県の主要都市との連絡 ⑤都市への交通集中の分散(環状道路) ⑥広域的防災に資する道路
道路(地域交通網、生活道路)	基礎	基礎	基礎	・住民生活に身近な道路(大阪府が所管する道路を除く)は、特別区が所管
河川(一級河川)	広域	広域	広域	・大規模河川の治水機能については、広域的に一元管理することで、大阪全体の安全・安心、都市づくりの一体性を確保
河川(普通・準用河川、一部の管理河川)	基礎	基礎	基礎	・地域の状況にあわせた河川の利活用や地域のにぎわいづくり等との一体性を確保する観点も踏まえ、特別区において河川の親水環境整備・維持等を実施
上水道	広域	広域	広域	・大都市地域における一体性・統一性を確保する観点から、水道法において、都の特例により都が担うこととなっている ・副首都としての経済成長や災害対応の観点から大阪府が所管
下水道	広域	広域	広域	・大都市地域における一体性・統一性を確保する観点から、下水道法において、都の特例により都が担うこととなっている ・副首都としての経済成長や災害対応の観点から大阪府が所管

2-2 事務分担案：まちづくり・都市基盤整備(2/2)

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
公園(広域公園:鶴見緑地、大阪城、難波宮跡、 長居、天王寺)	広域	広域	広域	・規模が大きく災害対応に資する公園は、大阪全体の安全・安心、 都市づくりの一体性の観点から大阪府が所管
公園(上記以外の地域公園)	基礎	基礎	基礎	・住民に身近な公園は、地域の特性を踏まえながら特別区が維 持管理
連続立体交差事業	広域	基礎	広域	・都市交通の円滑化や市街地の一体化をはかり、都市の成長や 防災に資する事業として大阪府が所管 ・ただし、事業化までの地域のまちづくりは特別区が実施
民間住宅・まちづくり施策 (補助制度、認定制度など)	広域・基礎	基礎	基礎	・住民に身近な住宅や地域のまちづくりは、地域の実情に応じて 特別区が実施
交通政策(総合交通対策、鉄道の安全性 向上等)	広域・基礎	基礎	広域	・総合的な都市交通政策は、大阪の成長や都市づくりの一体性 の観点から大阪府が所管
交通政策(バスネットワーク維持改善)	広域・基礎	基礎	基礎	・住民生活に必要なバスネットワークの維持改善については特 別区が所管
公営住宅等	広域・基礎	基礎	基礎	・住民に身近な住宅施策であり、また、建替えの余剰地は地域の まちづくりと関わるため、地域の実情に応じて特別区が実施
団体監理事務等 【大阪メトロ】	広域	基礎	基礎	・大阪市の内部組織である交通局を民営化した大阪メトロの資 産は、大阪市域の住民が長い歴史をかけて築き上げてきたも のであることから、特別区が所管

2-2 事務分担案：産業

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
成長戦略	広域	広域	広域	・大阪全体の統一的な戦略をたて、経済成長、都市の発展につなげるため、大阪府が所管
成長分野の企業支援	広域	広域	広域	・経済をけん引する成長分野の企業支援は、大阪全体を俯瞰し、大阪府が戦略的・統一的に実施
(地独)大阪産業技術研究所関係	広域	広域	広域	・総合的な技術支援を通じて大阪産業の発展に貢献するという研究所の性格から、大阪府が所管
国際金融都市	広域	—	広域	・世界中から投資を呼び込み、大阪のさらなる飛躍へつなげるため、大阪府が所管
計量	広域	基礎	広域	・東京都においては都が実施しており、同様に専門性や効率性の観点、また、人材確保・育成の必要性からも大阪府が所管
商店街の魅力向上	基礎	基礎	基礎	・地域に密着した商店街の魅力向上は、地域の実情に応じて特別区が実施
中央卸売市場	広域	広域	広域	・広域的な物流や食料供給を担うインフラとして大阪府が所管
アジア太平洋トレードセンター(ATC)	広域	広域	広域	・広域的な産業拠点という性格から大阪府が所管
インテックス大阪	広域	広域	広域	・全国・海外から来場者や出展者を集める大規模な国際見本市会場であり、広域的な産業振興に資する施設であることから大阪府が所管
特区(国家戦略特区、国際戦略総合特区、構造改革特区)	広域・基礎	基礎	広域	・現在指定を受けて府市で進めている特区について、経済成長機能を果たすため、大阪府が所管。必要に応じて大阪府と特別区で調整

2-2 事務分担案：都市魅力(1/2)

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
観光に係る施策の総合的企画	広域	広域	広域	・大阪全体の統一的な戦略のもと都市魅力を向上させ、国内外から人を呼び込むため、大阪府が所管
夢洲地区の観光拠点形成	広域	広域	広域	・国内外から人を呼込む観光拠点の形成という観点から、大阪府が所管
IR事業化推進	広域	広域	広域	・国内外からの観光客誘致やMICE機能の誘致等、国際競争力強化の観点から大阪府が所管
姉妹都市ネットワークを活用した都市間 交流の推進	基礎	基礎	広域	・現在の大阪市の姉妹都市(サンパウロ、シカゴ、上海、メルボルン、サンクト・ペテルブルグ、ミラノ、ハンブルク、グレーター・マンチェスター)の規模等を勘案し、大阪府が所管
文化振興(アーツカウンシル、中央公会堂等)	広域	広域	広域	・広域的な文化振興施策については大阪府が所管
(地独)大阪市博物館機構	広域	広域	広域	・博物館は広域的な文化振興、教育研究、観光振興を担う施設であり、大阪府が所管
競技スポーツ振興(大阪マラソン、大阪市長杯世界スーパージュニアテニス大会等)	広域	広域	広域	・国内外から人々が集まるスポーツイベント、世界的な競技大会については、大阪府が所管

2-2 事務分担案：都市魅力(2/2)

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
地域の観光振興(受入環境整備等)	基礎	基礎	基礎	・地域の観光振興については、地域の実情に応じて特別区で実施
地域の文化振興(芸術文化振興事業等)	基礎	基礎	基礎	・地域の文化振興については、地域の実情に応じて特別区で実施
文化施設の管理運営(芸術創造館、大阪文化館等)	基礎	基礎	基礎	・地域に親しまれる文化施設は、特別区が管理運営
生涯スポーツの振興	基礎	基礎	基礎	・生涯スポーツは住民の日常生活に密着した施策であり、地域の実情に応じた施策展開を行うため、特別区が所管
地域の競技スポーツの振興(トップアスリートとの交流等)	基礎	基礎	基礎	・住民に直接提供するサービスとして、地域の実情に応じて特別区が実施

2-2 事務分担案：消防・防災

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
消防	広域	広域	広域	- 大都市地域における一体性・統一性を確保する観点から、消防組織法上、都の特例により広域となっている - 大阪市消防局が有する消防力を維持し、大規模災害に対応できる体制を確保
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置	広域	広域	広域	東京都においては都が実施しており、同様に大阪府が実施。政令指定都市権限の事務
業務継続計画、受援計画の策定	広域・基礎	基礎	基礎	災害時に、身近な行政サービスを維持し、適切に提供することから、特別区が所管
被災建築物の応急危険度判定に係る事務	広域・基礎	基礎	基礎	住民の安全に直結する行政サービスであり、地域の被害状況を最も把握している特別区が所管
災害時避難所の整備	基礎	基礎	基礎	災害時に住民の生命・生活を支える避難所は、地域の実情を把握する特別区が迅速かつきめ細かく運営
災害救助用物資の備蓄	基礎	基礎	基礎	災害時に速やかに住民に届ける必要があるため、住民に身近な特別区が所管

2-2 事務分担案：環境

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
一般廃棄物の収集、処理	基礎	基礎	基礎	・住民に身近な行政サービスとして、地域の実情に応じて特別区が実施
エネルギー政策(脱炭素化、電力ひっ迫時の節電啓発等)	広域・基礎	広域	広域	・エネルギー問題は広域的な課題であり、インフラ施策や産業施策と一体的に実施すべきものであるため、大阪府が所管
地域における緑化の推進	基礎	基礎	基礎	・地域の緑化は住民生活に密接に関わるため、地域の実情に応じて特別区が実施
斎場・霊園の管理運営	広域・基礎	基礎	基礎	・全ての住民がかならず利用する行政サービスであり、特別区が所管

2-2 事務分担案：福祉(1/2)

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
民間の保育施設の設置認可等	広域	基礎	基礎	・住民に身近な保育施策について、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開するため、特別区が実施
市立保育所の管理運営	基礎	基礎	基礎	
養護老人ホームの設置認可	広域	基礎	基礎	・住民の福祉に係る高齢者施策は、住民に身近な特別区で実施し、よりきめ細かに対応
心身障がい者リハビリセンターの運営	広域	基礎	基礎 (共同設置)	・心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービスを提供 ・これらを共同設置することで専門性を担保 ・施設、財産の管理については、所在特別区が実施
知的障がい者・身体障がい者更生相談所の設置・運営	広域	基礎	基礎 (共同設置)	
あいりん対策	広域	広域	広域	・あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、大阪府の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施
児童相談所・一時保護所	広域・基礎	基礎	基礎	・住民に身近な特別区において児童虐待発生時に迅速に対応するため、児童相談所・一時保護所を一体として設置
民間の児童養護施設等の設置認可等	広域・基礎	基礎	基礎	・児童相談所・一時保護所を所管する特別区が実施
生活保護	基礎	基礎	基礎	・基礎自治体の基本的な事務であり、地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、特別区で実施
生活保護施設の設置認可	広域	基礎	基礎	・生活保護の事務を行い地域の実情を把握している特別区が実施
介護保険	基礎	基礎	基礎 (広域連合)	・介護サービスは住民の日常生活と密接に関わり、個々の高齢者の状況に応じた対応が必要となるため、特別区が実施 ・特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

2-2 事務分担案：福祉(2/2)

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
0～2歳児の保育無償化	広域・基礎	基礎	基礎	・現在、大阪市が実施している高レベルの住民サービスは、住民に身近な特別区で実施
子育てサポートアプリ・クーポン事業	広域・基礎	基礎	基礎	
習い事・塾代助成事業に関する事務	広域・基礎	基礎	基礎	
こども医療費助成事業	広域・基礎	基礎	基礎	
敬老優待乗車証交付事業	広域・基礎	基礎	基礎	
身体・知的障がい者等の地下鉄乗車料金福祉措置	広域・基礎	基礎	基礎	
重度障がい者等タクシー料金給付事業	広域・基礎	基礎	基礎	
重度障がい者医療費助成事業	広域・基礎	基礎	基礎	
新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	基礎	基礎	基礎	

2-2 事務分担案：保健・医療

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
(地独)大阪市民病院機構の支援	広域	広域	広域	・専門的な高度医療施設、広域的な拠点施設という性格から大阪府が所管
保健所の設置	基礎	基礎	基礎	・各種健康診断や予防接種の実施、医療給付の申請受付など地域に密着した保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点からよりきめ細かな対応が必要となるため、特別区が所管
保健センターの設置	基礎	基礎	基礎	
診療所等の開設許可	基礎	基礎	基礎	
定期予防接種	基礎	基礎	基礎	・住民の健康管理に関する事務であり、特別区が実施
母子健康手帳の交付	基礎	基礎	基礎	・住民の健康管理に関する事務であり、特別区が所管
難病等医療費助成(指定難病)	広域	基礎	広域	・指定都市権限の事務として難病の特性に応じ幅広く関連施策と連携しながら総合的に進める必要があるため大阪府が所管 ・審査、受給者証の交付、医療費支払い等は広域で担うが、申請書類の受理は基礎
犬・ねこの引き取り (動物管理センター)	広域	基礎	基礎	・住民の生活環境に関わる事務であり、特別区が所管

2-2 事務分担案：教育

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
小中学校の設置	基礎	基礎	基礎	・地域に密着した教育行政を特別区が実施
幼稚園の設置	基礎	基礎	基礎	・地域に密着した教育行政を特別区が実施
私立幼稚園の設置認可	広域	基礎	広域	・都道府県権限
大阪市立図書館(中央図書館)	広域	基礎	基礎	・図書館は、住民の日常生活に密接に関わる施設であり、特別区が地域の実情に応じて管理運営 ・施設、財産は、所在地の特別区が管理
大阪市立図書館(各区図書館)	基礎	基礎	基礎	
大阪公立大学	広域	広域	広域	・大阪における知の拠点として、大阪の成長や発展に寄与するため、大阪府が所管

2-2 事務分担案：住民サービス

事 務	東京都ベース の仕分け	前回協定書	今回の分担案 (基礎の場合、 共同設置等)	考え方
消費者センターの設置	基礎	基礎	基礎	・消費生活相談は住民の日常生活に密接に関わる行政サービスであり、迅速かつきめ細かな対応を行うため特別区が所管
旅券発給事務	広域	基礎	基礎	・旅券発給にかかる申請受理・交付業務などの窓口業務を特別区で実施し、住民の利便性を確保
地域の就労支援	広域・基礎	基礎	基礎	・地域の就労支援は、住民生活に直結する事務であり、地域の企業や住民の実情を把握している特別区が所管
戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード発行等	基礎	基礎	基礎	・住民生活に必要となる戸籍等の交付業務などの窓口業務を特別区で実施し、住民の利便性を確保
システムの管理 (住基台帳、税務事務等の住民情報 系基幹システム)	基礎	基礎	基礎	・ニア・イズ・ベターの実現に向け、業務の実施主体とシステムの管理主体は同一とするため特別区が所管